

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年8月28日提出

岩倉市長 久保田桂朗

専決第 1 号

事故による損害賠償の額の決定及び和解について

平成 29 年 5 月 22 日に発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

平成 29 年 7 月 19 日専決

岩倉市長 久保田桂朗

| 事 故                                    |   | 相手方住所氏名  | 損害賠償の額    |
|--|---|--|-----------|
| 場 所                                    | 概 要   |  |           |
| 岩倉市中本町中北<br>裏 29 番地 1 地先<br>市道南 384 号線 | 相手方車両が走行中、道路<br>が陥没し、車両の後輪が落<br>ちたことにより車両が損<br>傷した。 | 津島市唐臼町東<br>田面 24 番地 5<br>有限会社ニノミ<br>ヤ工務店<br>代表者 加藤 隆 | 504,792 円 |